

---

◎報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 11、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題に供します。  
提出者からの説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 報 1 - 1 をお開きください。報告第 1 号 専決処分の報告について。  
地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 4 月 30 日提出。白老町長。

次に報 1 - 2 をお開きください。専決処分書。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき白老町議会会議条例第 8 条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 26 年 3 月 31 日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては後ほど説明させていただきます。

附則

（施行期日）

1 この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

次に報 1 - 3 をお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され 4 月 1 日から施行されることから専決処分により改正したものであります。

改正内容につきましては報 1 - 4 の次のページの議案説明資料で説明させていただきます。3 月会議の中で 3 月 26 日開催の全員協議会におきまして、この専決処分をさせていただく内容につきましては既にご説明しておりますが資料で若干説明させていただきます。

まず対象者でございますけれども国保に加入している約 3,900 世帯のうち 29 世帯と見込んでおり、後期高齢者支援金等課税額分や介護納付金課税額分で世帯状況にもよりますが 3 人世帯で課税所得は約 800 万円以上の世帯について該当するものと考えてございます。

改正内容につきましては改正前と比較して課税限度額 77 万円から 81 万円、4 万円引き上げるということで内容につきましては記載のとおりでございます。

改正後の国保税の収入額でございますけれども 29 世帯分の合計で総額約 65 万円の増額を見込ん

でおります。内訳については記載のとおりでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君）　　ただいま提出者からの説明がありましたがこの件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　ないということでございますので報告第1号はこれをもって報告済みといたします。